

社会福祉法人 はづき福祉会  
役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人はづき福祉会（以下「この法人」という）の理事・監事・評議員・評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」という）の報酬等に関する事項を定める。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。  
2 役員には、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。  
3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合は、その実費分とする。

(支給方法)

第3条 この法人は、役員がその職務の執行にあたって負担した費用については、その請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要する費用については、前もって支払うこととする。  
2 月額報酬については、毎月25日とする。当日が休日の場合は、それ以前の金融機関の営業日とする。  
3 実費弁償費については、当日支給とすることができる。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1

役職	出席	報酬（月額）	実費弁償費
評議員	評議員会等	無報酬	1000円
理事	理事会等	無報酬	1000円
理事長	理事会等及び法人業務	20000円	1000円
監事	監事監査、理事会評議員会等	無報酬	1000円
評議員選任・解任委員会委員	評議員選任・解任委員会等	無報酬	1000円